

○規制対象地域（町村域）

町村名	区域の区分	区域名
榛東村	第2種区域	<p>1 大字山子田字十日市、同倉海戸、同川端、同乙倉海戸、同新保、同神田、同北谷地、同申府、同関谷塚、同冠海戸及び同柳沢の区域</p> <p>2 大字新井字今井、同幡磨、同別分、同南野、同多屋、同梶貝戸、同堂塚、同十二沢、同十二前、同立畦、同長谷津、同判塚、同北原、同高塚、同下新井、同長久保及び同桃泉の区域</p> <p>3 大字長岡字富沢、同葦海戸、同布海戸、同道城、同大宮、同反田、同大内、同西帝、同虜海戸、同神薬師、同上野、同平塚及び同梨子木平の区域</p> <p>4 大字広馬場字下前、同八幡下、同上サ、同井戸尻、同南、同上野及び同宿の区域</p>
	第3種区域	<p>1 大字山子田字御堀、同坂爪、同萱場、同釈迦堂、同中野及び同南野の区域</p> <p>2 大字新井字堀ノ内、同清水貝戸、同八幡同大川、同堂貝戸及び同戊亥の区域</p> <p>3 大字長岡字中組、同台、同樋吞沢及び同猪ケ久保の区域</p> <p>4 大字広馬場字宮室、同入ノ海道及び同中ノ前の区域</p>
吉岡町	第2種区域	第3種区域を除く区域
	第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域の区域
上野村	第2種区域	大字乙母、同川和、同勝山及び同新羽、同乙父、同檜原字樽原、同堂所、同黒川のうち国道299号線両側500メートルの範囲の区域
神流町	第2種区域	<p>1 国道462号線の両側500メートルの範囲の区域及び国道299号線の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>2 県道小平下仁田線の両側500メートルの範囲で国道462号線から大字船子字高塩までの区域</p> <p>3 県道富岡神流線の両側500メートルの範囲で国道462号線から大字塩沢までの区域</p>

下仁田町	第2種区域	<p>1 大字吉崎字樽下、同沢谷、同城山、同中島、同森下、同諸、同宮畑、同山根、同宮替戸、同千沢及び同岩山の区域</p> <p>2 大字川井の区域</p> <p>3 大字上小坂字粒羅替、同倉沢出口、同新井、同観音山、同杉ノ木、同桑原、同倉沢、同森下、同中尾根、同広河原、同西畑、同三丹生、同竹ノ跡、同桐ノ木沢、同夏丸、同横吹、同八乱坊、同前田、同東、同八重久保、同塩水、同細畑ケ、同入、同竹ノ鼻、同本村、同堂城替戸、同下足倉、同西、同天狗山、同川久保、同上足倉、同隠シ、同鮒久保、同内出、同横畑、同四ツ家、同諏訪西、同片反り、同巡り、同細久保及び同国土の区域</p> <p>4 大字中小坂字田中、同柿岩、同根地、同中村、同山際、同反替戸、同西沢、同中井、同中峰、同春日田、同奈良平、同平滑、同馬落、同馬落上ノ山、同法事土、同寺附、同中島、同立足、同小豆畑、同橋ノ入、同尾屋敷、同下ノ平、同真学屋敷、同川端、同反平、同下川原、同十王平、同宮平、同二岩、同大泓、同田ノ入、同薊平、同薬師平、同芝小、同赤根沢、同姥見処、同野毛戸、同猿畑、同小畑、同蛇田、同峰、同高畑及び同馬竜の区域</p> <p>5 大字下小坂字新井替戸、同熊野、同竹ノ鼻、同上ノ台、同田中、同白沢、同安導寺、同反替戸、同大境、同森沢、同根地、同鍛冶屋、同山際、同久保替戸、同大八、同中里、同大久保、同小藤畑、同藤畑及び同坂詰の区域</p> <p>6 大字東野牧字榜示戸、同若林、同松王沢口、同馬場平、同久保平、同天神、同高島、同山口、同後山、同小川原、同清水、同大畠、同坂詰及び同六畝田の区域</p> <p>7 大字西野牧字柏崎、同根小屋、同城山、同古行、同上ノ久保、同小出屋、同新屋、同棚久保、同立石、同森、同尾崎、同五郎戸、同小屋ノ平、同上長原、同田ノ畑、同芝ノ沢、同大塩川、同瀬成、同西井戸沢、同西新屋、同小塩川日向、同毛地、同横吹、同滑岩、同戸屋、同赤岩及び同日向唐竹の区域</p> <p>8 大字南野牧字桜木、同藤井、同前原、同中ノ在家、同横間、同裏屋敷、同目明石、同東ノ入、同深山、同笹クレ、同成亥久保、同大平、同岩鼻、同水ノ入、同前畑、同蛇谷口、同東ノ平、同西畑、同蟹沢、同里宮、同森沢、同中萱、同東平、同夏内、同横道、同川久保、同宮ノ下及び同高梨子の区域</p> <p>9 大字青倉字番匠免、同跡倉、同関平、同小河原、同夏内、同大畑ケ、同峰、同清水、同白倉、同小沢坂、同居並沢、同</p>
------	-------	--

下仁田町 続き	第2種区域 続き	<p>部屋口、同塩ノ宮、同堂平及び同ウロノ平の区域</p> <p>10 大字大桑原字番匠免、同大畑ケ、同永ノ地、同井戸ノ上、同森上、同坂ノ上、同割目及び同地藏久保の区域</p> <p>11 大字宮室字森下、同連台脇、同大境、同道常及び同青木の区域</p> <p>12 大字馬山字木戸平、同下城、同下鎌田、同中鎌田、同上鎌田、同榊、同稗坂下、同南田、同中島、同北田、同高田、同比佐理、同下原、同川久保、同大塚平、同常木、同八反田、同羽場、同田城、同山際、同伊勢神、同番場、同天神森、同下之宮、同下ノ平、同三島替戸、同河原田、同森久保、同見沢、同畑ケ中、同辻替戸、同茂串、同若宮、同上ノ谷戸、同木戸谷戸、同木戸入、同井戸ノ上、同横瀬、同四方坂、同川添、同平谷、同久保、同不通、同杉ノ添、同北堀、同南堀、同安楽地、同竹ノ上、同明神、同米山、同長割、同東城山、同西城山、同山王下、同石淵、同橋倉、同洞ケ谷、同北横瀬、同吉ケ沢、同横瀬前、同休場、同下蒔田、同中蒔田、同上蒔田及び同新井の区域</p> <p>13 大字白山字峠、同物見塚、同幅、同中島、同宝来、同山際、同岩下及び同赤津の区域</p>
	第3種区域	<p>1 大字下仁田の区域</p> <p>2 大字本宿字関所裏、同狐石、同下所平、同上所平、同細ケ糸、同桜久保、同本宿、同常盤木、同川原畑、同下木戸及び同南側の区域</p>
南牧村	第2種区域	<p>1 大字小沢、同磐戸及び同大日向のうち第3種区域を除く区域</p> <p>2 大字大塩沢、同千原、同檜沢、同六車、同大仁田、同砥沢、同羽沢、同星尾及び同熊倉の区域のうち国有林及び村有林を除く区域</p>
	第3種区域	<p>1 大字小沢字下叶屋、同上叶屋、同中ノ萱、同城山、同長畑及び同白岩の区域</p> <p>2 大字磐戸字東磐戸道上、同東磐戸道下、同中磐戸道上、同中磐戸道下、同西磐戸道上及び同西磐戸道下の区域</p> <p>3 大字大日向字宮ノ平、同日影雨沢、同道の上及び同笠張の区域</p>
甘楽町	第1種区域	<p>1 相の森住宅団地の区域</p> <p>2 大山住宅団地の区域</p>
	第2種区域	<p>1 大字轟字田端、同上ノ原、同轟、同中谷戸、同大門西、同大門東、同新井、同向井、同巖島及び同日向の区域</p> <p>2 大字上野、同国峰及び同秋畑のうち字東梅木平及び同西梅木平の区域</p>

<p>甘楽町 続き</p>	<p>第2種区域 続き</p>	<p>3 大字小川及び同白倉のうち字西大山、同東大山、同前田、同塚田、同柳町、同藤塚、同樋口、同赤井戸、同砂欠、同三ツ橋、同多井戸、同反町、同八反田、同大竹、同金仏、同北城、同丸山、同下城、同焼大木、同新井谷、同城、同本村、同天王、同大類、同下三城、同中三城、同上三城、同七平、同三ツ俣、同南小塚、同下小塚、同西天神、同東天神、同下原、同中原、同東八幡、同西八幡、同杓子、同南東光寺、同山神、同馬末、同上引田、同入道谷、同滝久保、同下引田、同竹本、同稻荷前、同杉峯、同下屋敷、同北原、同商人久保及び同東原の区域</p> <p>4 大字天引字下平、同吉原、同下河原、同口明塚、同鈴宮、同上ノ場、同前河原、同中宿、同下ノ宿、同下ノ宿川向、同宝蔵寺、同開谷戸、同田口、同岡平、同平殿、同久保、同駒田、同山崎、同大芝、同倉内、同庄司谷、同根本、同丸山、同狐崎、同西谷、同向原、同新屋、同新屋下及び同下城の区域</p> <p>5 大字庭谷及び同造石のうち第1種区域を除く区域</p> <p>6 大字善慶寺のうち第3種区域を除く区域</p>
	<p>第3種区域</p>	<p>1 大字小幡、同福島及び同金井の区域</p> <p>2 和田工業団地の区域</p>
<p>中之条町</p>	<p>第2種区域</p>	<p>1 大字山田のうち県道下沢渡原町線の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>2 大字西中之条、同中之条町及び同伊勢町のうち第3種区域を除く区域</p> <p>3 大字上沢渡のうち主要地方道中之条草津線の両側500メートルの範囲の区域及び町道湯原反下線の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>4 大字下沢渡のうち主要地方道中之条草津線両側500メートルの範囲の区域及び国道353号両側500メートルの範囲の区域</p> <p>5 大字折田、同五反田及び同横尾の区域</p> <p>6 大字大道、同岩本及び同蟻川のうち主要地方道中之条湯河原線の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>7 大字大塚、同赤坂、同蟻川、同栃窪及び同大道のうち県道大道横尾線の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>8 大字平及び同大塚のうち国道145号の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>9 大字青山及び同市城のうち国道353号の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>10 大字小雨字遠北、同沼尾、同金蔵沢、同小雨、同南及び同</p>

<p>中之条町 続き</p>	<p>第2種区域 続き</p>	<p>六合並びに大字生須字寺社木、同東平、同西裏及び同大梨の区域</p> <p>11 大字赤岩字鍛冶屋敷の区域</p> <p>12 大字赤岩字鍛冶谷戸、同林檎ノ木及び同中野の区域</p> <p>13 大字日影字合ノ畑、同壱貫地及び同八升蒔の区域</p> <p>14 大字入山のうち野反湖周辺国有林123林班及び124林班の範囲の区域</p> <p>15 大字入山のうち字大原及び国有林26林班の範囲の区域</p> <p>16 大字入山のうち字川端、同引沼、同打越、同花敷及び同湯ノ上の区域</p> <p>17 大字入山のうち字応徳及び同大木平の区域</p> <p>18 大字入山字暮坂のうち主要地方道中之条草津線両側200メートルの範囲の区域</p>
	<p>第3種区域</p>	<p>1 大字西中之条、同中之条町及び同伊勢町のうち国道145号、県道植栗伊勢線、町道折田伊勢町線、同永田原8号線、同永田原10号線、同永田原11号線、同永田原長岡線、主要地方道中之条東吾妻線、一級河川四万川及び同吾妻川に囲まれた区域</p> <p>2 大字四万の区域のうち国道353号の両側500メートルの範囲の区域</p> <p>3 大字上沢渡のうち沢渡温泉の区域</p>
<p>長野原町</p>	<p>第2種区域</p>	<p>1 大字川原畑、同川原湯、同構壁及び同林のうち国道145号線両側1,000メートルの範囲で八ツ場橋から弁天橋までの区域</p> <p>2 大字長野原字長野原、同貝瀬、同一本松及び同尾坂の区域</p> <p>3 大字大津及び同羽根尾の区域</p> <p>4 大字応桑及び同北軽井沢のうち浅間牧場及び熊川の東側並びに町道9—10号線及び県道嬬恋応桑線北側200メートルと長野原町及び嬬恋村の境界で囲まれた区域を除く区域</p> <p>5 大字古森の区域</p>
<p>嬬恋村</p>	<p>第2種区域</p>	<p>1 大字田代字吾妻山、同舟窪、同上の原、同村内、同河原及び同堰下の区域</p> <p>2 大字干俣字上の貝、同前田及び同本村の区域</p> <p>3 大字干俣字熊四郎山のうち万座温泉の区域</p> <p>4 大字大笹字宅地、同不動南木、同塩の島及び同箒木沢の区域</p> <p>5 大字大前字上神前、同神前、同北村及び同細原のうち村道大笹細原線及び村道大前細原線の南側500メートルの線以南の区域</p>

孺恋村 続き	第2種区域 続き	6 大字西窪字上河原、同前河原及び同下河原の区域 7 大字門貝字東平及び字西平の区域 8 大字三原字天神、同赤羽根平、同岩井堂及び同下川原の区域 9 大字鎌原字村下東、同村下西、同宅地東及び同宅地西の区域 10 主要地方道東御孺恋線の取り付けから地蔵峠までの両側500メートルの範囲の区域 11 大字芦生田のうち字下芦生田及び同川原の区域 12 大字袋倉字柿の木平及び同柄松平の区域 13 大字今井字忠四郎、同上前原、同下前原、同井坂、同東半出来及び同西半出来の区域 14 大字鎌原字藤原、同立野、同鬼の泉水、同大カイシコ、同モロシコ、同城山、同向原、同当籠、同横築地、同四良戸沢、同中原、同大畑及び同湯本、同上ノ原の区域
	第3種区域	1 大字三原字南、同上川原、同中川原、同下屋及び同反りの区域 2 大字鎌原字笹平の区域
草津町	第2種区域	1 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域 2 用途地域を除く区域（国有林を除く。）
	第3種区域	第2種区域及び第4種区域を除く区域（国有林を除く。）
	第4種区域	用途地域のうち準工業地域の区域
高山村	第2種区域	1 国道145号線両側1,000メートルの範囲の区域 2 県道渋川下新田線のうち国道145号線の南側1,000メートルの地点以南の両側1,000メートルの範囲の区域 3 村道東五領線両側500メートルの範囲の区域
東吾妻町	第2種区域	第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域及び準工業地域の区域
	第4種区域	1 用途地域のうち工業地域の区域 2 大字川戸字宮下及び同出石の区域 3 町道1005線、道495-1、水510-1及び吾妻川の官民界に囲まれた区域 4 大字岩下字田野原の区域 5 大字原町のうち75番地2及び75番地3の区域 6 大字矢倉のうち918番地1、919番地1、953番地3、955番地及び956番地の区域 7 大字箱島のうち346番地の区域 8 大字岡崎のうち443番地1、449番地1、450番地1、450番

東吾妻町 続き	第4種区域 続き	地2、452番地、455番地1、455番地3、455番地4、459番地、460番地1、461番地から465番地まで、467番地1及び468番地1の区域
片品村	第2種区域	大字須賀川、同摺淵、同花咲、同東小川、同鎌田、同越本、同土出及び同戸倉の区域
川場村	第2種区域	大字門前、同谷地、同川場湯原、同中野、同萩室、同立岩、同生品、同天神及び同小田川の区域
昭和村	第2種区域	国有林及び第3種区域を除く区域
	第3種区域	1 鎌沢区、上組区、中組区及び下宿区の区域 2 川額区のうち藤井地区の区域 3 県道昭和インター線両側100メートルの範囲の区域 4 昭和関屋工業団地の区域
みなかみ町	第2種区域	1 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域 2 旧月夜野町の区域のうち用途地域を除く区域（第3種区域の2及び3並びに第4種区域の2を除く。） 3 藤原字湯の小屋、同大芦、同大沢、同須田貝、同明川、同山口、同関ヶ原、同萩ノ入、同一畝田、同西、同原、同師入、同大滝沢、同青木沢及び同平出の区域 4 粟沢字柿平の区域 5 鹿野沢字アクトの区域 6 高日向字銚子川原の区域 7 旧新治村の区域のうち国有林野法（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野及び第3種区域を除く区域
	第3種区域	1 用途地域のうち第一種住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域 2 上津及び下津のうち国道17号及び同291号の両側100メートルの範囲の区域（第4種区域の2を除く。） 3 月夜野のうち県道月夜野下牧線の両側100メートルの範囲の区域及び国道291号のうち黒岩橋北より八幡沢までの両側100メートルの範囲の区域（第2種区域の1及び第4種区域の1を除く。） 4 粟沢、鹿野沢及び高日向のうち第2種区域を除く区域 5 綱子、幸知、湯桧曾、大穴、小日向、湯原、阿能川、谷川、小仁田、川上、寺間及び藤原字久保の区域 6 猿ヶ京温泉のうち町道猿ヶ京温泉湯島線両側100メートルの範囲の区域 7 羽場、新巻、布施、湯宿温泉、須川、相俣及び猿ヶ京温泉のうち国道17号両側100メートルの範囲の区域

みなかみ町 続き	第3種区域 続き	8 東峰字下原及び須川字下原の区域
	第4種区域	1 用途地域のうち準工業地域及び工業地域の区域 2 上津字栃原のうち601—1番地、638番地、640番地、650番地、650—2番地、652番地、乙665番地、707番地、778番地、779番地、780番地、781番地、782番地、644—2番地及び695—2番地の区域
玉村町	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の区域
	第2種区域	1 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 市街化調整区域の区域
	第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業専用地域の区域
板倉町	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
	第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	1 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 国道354号及び町道3525号線両側100メートルの範囲の区域（第1種区域を除く。） 3 主要地方道佐野古河線両側100メートルの範囲の区域
	第4種区域	1 用途地域のうち工業専用地域の区域 2 大字初谷のうち字飯島の区域
明和町	第2種区域	第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	1 国道122号及び主要地方道佐野行田線両側100メートルの範囲の区域 2 用途地域のうち準工業地域の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業専用地域の区域
千代田町	第2種区域	第3種区域及び第4種区域を除く区域
	第3種区域	用途地域のうち準工業地域の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業専用地域の区域
大泉町	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域及び次に掲げる第一種中高層住居専用地域の区域 1 8ブロック町道63号線以南及び同70号線以西並びに同55号線及び同56号線以北を除く区域 2 1級路線町道5号線、2級路線町道31号線、7ブロック町道85号線及び同152号線に囲まれた区域

大泉町 続き	第2種区域	1 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域の区域（第1種区域を除く。） 2 用途地域のうち第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 3 用途区域を除く区域
	第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
	第4種区域	用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域
邑楽町	第2種区域	第4種区域を除く区域
	第4種区域	用途地域のうち準工業地域及び工業専用地域の区域